

くらしの情報 ふなぼし

No.185

令和5年(2023年)7月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

今から始める終活

~やがてくる時を
自分らしく迎えるために~

目次

- ・終活豆知識 1~2
- ・こんなトラブルが 3
- ・令和4年度消費生活
センター相談概要 4

家族やライフスタイルの変化を背景に、空前の「終活」ブームといわれています。それに伴い、「終活」や「断捨離」という言葉に付け込んだ悪質商法の相談も増えています。年齢を問わず、悔いなく自分らしい人生を生きるため、ブームに踊らされずに正しい情報を集めることが大切です。

終活

豆知識



大きく分けて

① 金・モノ	遺言書(☆1)の作成、不用品の整理など
② 医療・介護	かかりつけ医、保険、判断力がなくなった時の治療方針の希望、世話を任せたい人、余命告知、ドナー登録、など
③ 葬儀・お墓	望む葬儀や供養の方法、連絡してほしい人
④ 思い出・他	アルバムや日記の整理、自分史の作成、ペットの世話、など気がかりなこと

これらを整理して、まとめてエンディングノート(☆2)に残しておく方法が一般的です。

また、最近では、スマホによる写真撮影やネットでの資産管理、有料会員サービスなどを利用する人も増えています。スマホやパソコンなどのデジタル機器を利用する人は「デジタル終活」(☆3)についても知っておきましょう。

「終活」にこれといった決まりはありません。大切な人達へメッセージを残す気持ちで、自分なりの方法で取り組みましょう。

☆1~3は次ページ参照

1

遺言書



① 自筆証書遺言

日付を含め全て自筆で書き、署名押印します。
(民法改正により、財産の目録についてはパソコンでの作成や不動産の登記事項証明書や預貯金通帳のコピーなどに代えられるようになりました。)
2020年7月から、自筆証書遺言を法務局で預けられる自筆証書遺言書保管制度が開始され、検認手続きが不要になるなど、利便性が向上しています。

② 公正証書遺言

証人2人の立ち合いのもと、公証役場で公証人が遺言作成し、保管されます。家庭裁判所の検認は不要ですが、作成費用が必要です。

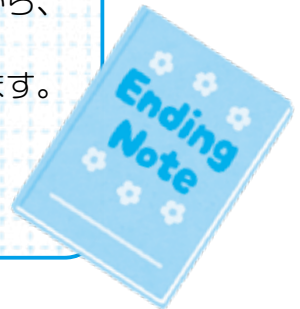
- ※ここに紹介したのは、代表的な2種類の遺言方法です。詳細は弁護士などの専門家に相談すると安心です。
- ※遺言できるのは15歳以上からです。
- ※法定相続人でない人にも遺言により財産を残せます。



2

エンディングノート

市販品や、無料配布されているものなどがあります。いくつかを参考に、自分なりのオリジナルノートを作成するのも良いでしょう。決まったルールはありません。まずは書きたいところから書いてみましょう。
※家族や大切な人に「自分の意思」を伝えることで、安心感が生まれます。
※今までの生き方を振り返り、今後の生き方を前向きに考えることができます。
※相続手続きの際に役立ちます。



3

デジタル終活

スマホやパソコンなどのデジタル機器内のファイルやアプリ、ネット銀行の預金などのデジタル資産は、持ち主が亡くなると遺品(デジタル遺品)となります。
端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産について、家族などに伝える手段を講じておきましょう。

【例】 厚紙にスマホやパソコンのパスワードを記入し、修正テープを2~3回重ね貼りしてマスキングしたカードを作る。
預金通帳や年金手帳、パスポートなどの重要書類と一緒に保管し、万一のときは、マスキング部分をコイン等で削る。
(くらしの豆知識2023年版より)



こんなトラブルが!

～相談窓口から～

事例1 デジタル遺品

先日夫が亡くなった。夫が契約していたインターネット関連会社の有料会員を解約したいがIDもパスワードも分からないので手続きができない。電話の問い合わせ窓口がないので、問い合わせもできない。



センターから

デジタル遺品について、残された家族がIDやパスワードが分からず、解約手続きができないという相談があります。ネット関連の会社は電話の問い合わせ窓口がないことも多いです。利用していないネットやオンラインサービスは整理し、IDやパスワードを保存しておくで安心です。

センターから

広告で値段を安く見せかけていても実際に作業を頼むと高額な料金を請求されることがあります。家庭の廃棄物を回収するには市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。不用品回収を依頼するときは、許可業者かどうか確認し、事前に料金や具体的な作業内容などを確認しましょう。

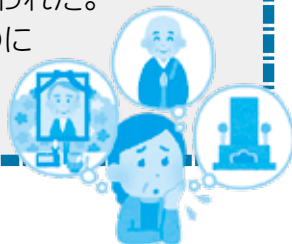
事例2 不用品回収

生前整理をしようと思い、ネットで「トラックに詰め放題2万9800円」という広告を見て、業者に不用品の回収を依頼した。作業当日、家具や衣類などの荷物をトラックに詰め込んだ後になって、料金30万円と言われた。事前に料金の説明がなく、納得できなかったが運んでもらわないと困るので仕方なく支払った。



事例3 冠婚葬祭互助会

将来の葬儀のことを考え、36回払い36万円の冠婚葬祭互助会の契約をした。知人に「36万円で全部できるわけがない。追加料金が発生するのではないか」と言われ、やめたいと思った。解約を申し出たところ、「解約手数料が9万円かかる」と言われた。12万円積み立てたのに3万円しか返金されない。



センターから

互助会は中途解約ができますが、預金ではないため、解約手数料が差し引かれ、積立金額より少ない金額しか返金されないため注意が必要です。また、葬儀には、料理、タクシー、火葬場の費用、寺院へのお布施等、互助会で提供する以外のサービスが必要です。契約する際はどのサービスが受けられるのか、内容をよく確認しましょう。

令和4年度 消費生活センター 相談概要

船橋市消費生活センター

場 所：J R船橋駅南口フェイスビル5階
電 話：047-423-3006
F A X：047-423-3040
相談受付：月～金曜日 第2・4土曜日（祝日・年末年始は休）
午前9時～午後4時

消費生活センターでは、契約に関する苦情や問い合わせに対し情報提供やトラブルの解決のお手伝いをしています。

昨年度の消費生活センターに寄せられた相談件数は4,501件で、相談内容の最多は商品一般（特に宅配業者をかたった迷惑メールや架空請求メール）に関するものでした。また、次に多かった相談は工事・建築に関するものでした。他にも、未成年によるゲーム課金、屋根や水漏れ修理等の相談が数多く寄せられました。

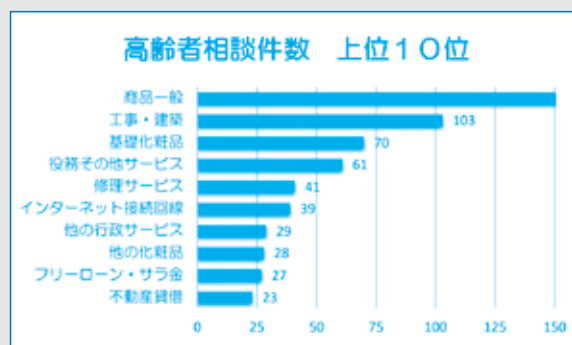
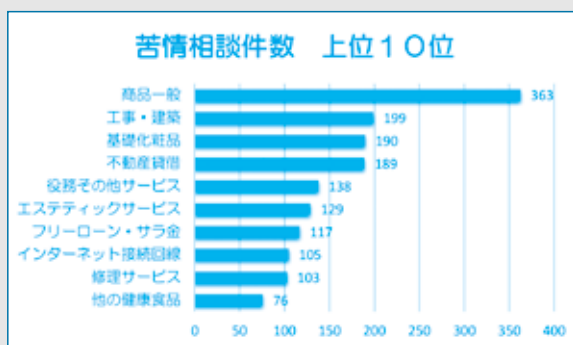
だましの手口は多様化・巧妙化していますので、困った時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。

高齢者のトラブルと定期購入に関する相談



昨年度相談件数の33.7%が高齢者（65歳以上）で占め、迷惑メール・架空請求に関する相談や屋根などの工事に関する相談が多く寄せられました。

また、昨年度は「初回〇〇%OFF」や「実質無料」等の広告につられ、定期購入だと気付かず購入してしまいトラブルになったという相談事例が数多く寄せられました。商品を購入する際は、調べて・考えて・確かめてから購入するように心がけましょう。



まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師としてあなたの地域・町会・サークルに出向きます。

- 社会教育課（047-436-2895）で受付しています。
消費者講座Ⅰ…幼児・小学生・保護者向け（やくそくやきまりごと、ネットトラブルなど）
消費者講座Ⅱ…中・高校生、若者向け（契約の仕組み、さまざまなトラブルにあわないためになど）
消費者講座Ⅲ…成人・高齢者向け（悪質商法、契約トラブルとその対処法など）

弁護士による多重債務専門相談

- 消費生活センター（047-423-3006）で予約の受付をしています。相談は無料です。
* 消費生活相談員による事前相談を受けてください。
【日時】第2・4土曜日 午前10時～午後4時（祝日と重なる場合は休み）